

令和元年度外国人看護師候補者資格取得支援事業について

○当該事業の経緯と目的

平成28年度よりEPA外国人看護師候補者で看護師国家試験に合格できず、帰国した者を対象に学習支援を行い、看護師国家試験だけでなく、准看護師試験も受験させ、福岡県内の看護職の確保の一助となることを目的に外国人看護師候補者資格取得支援事業を実施している。平成31年3月にインドネシア共和国保健省と協力覚書を締結後、最初の事業実施年度となる。

○平成30年度事業結果

【福岡県准看護師試験結果】

全 体	25% (1／4名)
インドネシア人	0% (0／3名)
フィリピン人	100% (1／1名)
平成29年度結果（参考）	80% (4／5名)

【看護師国家試験結果】

全 体	15.3% (2／13名)
インドネシア人	20% (2／10名)
フィリピン人	0% (0／3名)
EPA（参考）	18.5% (58／312名)
平成29年度結果（参考）	38.8% (7／18名)



江口姉妹基金募集要項

公益社団法人福岡県医師会

令和元年5月

江口姉妹基金募集要項

江口 孝恵氏について



大牟田名物「草木饅頭」を製造・販売している江口栄商店の元専務。三姉妹の末っ子で、長姉が若くして病死し、両親亡き後は、すぐ上の姉の忠子さんが社長、孝恵さんが専務としてお店を切り盛りされていました。姉妹とも独身で後継ぎがおらず、忠子さんに肺がんが見つかったことから2006年、屋号と味と従業員を引き継ぐことを条件に経営権を熊本市の菓子会社に譲渡され、忠子さんは翌年、71歳で死去。2008年、今度は孝恵さんに悪性リンパ腫が確認されました。

孝恵さんは抗がん剤治療を受けましたが、2013年5月に余命2カ月と告げられ、最後を自宅で迎えることを希望。そんな身寄りのない孝恵さんの在宅療養を支えたのは、毎日来てくれる訪問看護師でした。孝恵さんは、献身的に支えてくれる看護師に感謝するとともに、看護師を目指す学生が授業料等の金銭面的な理由で中退することがあることを知り、「志ある人が夢を諦めないように」と2013年8月、本会に1億円の寄付をされた後、2013年9月15日75歳で他界されました。

本会では、多大なるご貢献に対し、感謝の意を表すとともに、江口様のご意向に沿った形で平成26年度より「江口姉妹基金」を設立しました。本基金の詳細は下記のとおりとなっておりますので、申請書を提出される際は、奨学金規程と併せてご一読ください。

1. 応募資格

次のすべての要件に該当していることが必要です。

- (1) 福岡県内の医師会立の准看護師養成所に在籍する学生、生徒
- (2) 経済的理由により、十分な教育環境に恵まれていないと認められる者
 - 1) 医療機関以外でのアルバイトは原則認めない
 - (3) 卒業後、福岡県内での就業を希望している者
 - (4) 在籍養成所の長より推薦を受けた者
 - (5) 向上心に富み、かつ、成業の見込みがある者
 - (6) 学業、人物ともに優秀であり品行方正な者
 - (7) 給付型奨学制度を受けていない者

※給付型奨学制度とは「返還義務のない奨学金」をいう。

各医療機関が行う奨学制度については、一律給付型と判断する。

2. 奨学金について

本基金による奨学生は原則返還していただく必要はありません。給付期間は4月1日から翌年3月31日までとし、月額2万円を年2回に分けて9月と翌年3月に給付いたします。

3. 応募方法

養成所の長の推薦を受け、申請書類と作文、前年度の学業成績及び保護者の収入状況を証明する書類を在籍する養成所を経由して毎年7月1日（当日消印有効）までに福岡県医師会長に提出すること。ただし、前年度就学していなかった場合については学業成績を提出していただかなくて結構です。

【作文について】

テーマ（案）：「私が目指す看護」、「看護師にとって必要なもの」、

「看護学校で学びたいこと」、「私が看護師を目指す理由」等

用紙：A4用紙1枚 35字詰め32行以内

字数：文字数が900字以上1,000字未満を満たすこと
(タイトルを含む)

書き出し：1行目を「タイトル」とし、2行目を空け、3行目学校名、4行目に学年・氏名、5行目より本文を開始すること

【収入状況を証明する書類】

市町村役場発行の所得証明書（有料）：同居者全員

4. 奨学金の給付決定

期日までに到着した申請書及び作文により本会運営委員会で選考を行い、本会理事会において決定します。

決定後、遅滞なく養成所の長を通して通知を行います。

5. 給付決定後の提出書類

奨学生の交付を受けた奨学生は、直ちに奨学生受領書及び誓約書を養成所の長を通して提出してください。

6. 報告書の提出

給付を受けた翌年の2月に養成所の長を経由して、報告書を遅滞なく提出していただきます。また、奨学生が准看護師として就職する場合には、就職先を報告していただき、看護課程に進学した場合には、学校名と卒業予定年月日などを報告し、看護師として就職する際に、就職先を福岡県医師会長に報告していただきます。なお、就職後に福岡県医師会長より求めがあった場合は、在職を証明する書類を提出していただきます。

7. 奨学生の身分の喪失

奨学生規程第14条に定める、7項目のいずれかに該当した場合、奨学生の身分を喪失します。身分を喪失した場合、喪失した前月までが給付の対象月となり、既に対象月を超えて給付しているときは、超過分のみを返還していただきます。